

# コーポレートガバナンス基本方針

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 コーポレートガバナンス基本方針（以下、本基本方針といたします。）は、株式会社アドバンテスト（以下、当社といたします。）におけるコーポレートガバナンスに関する方針や枠組みを定め、取締役、執行役員をはじめとした当社グループの経営に関与する者の行動の指針とし、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とします。

### (経営理念)

第2条 当社は、「先端技術を先端で支える」をその経営理念とし、世界中のお客さまにご満足いただける技術・商品・サービスを提供するために、たえず自己研鑽に励み、最先端の技術開発を通して社会の発展に貢献していきます。また、この経営理念のもと、「[The ADVANTEST Way & 行動規範](#)」を制定し、当社グループ全役員および従業員の活動の基礎として周知徹底するものとします。

### (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第3条 当社は、前条の経営理念に従い、ステークホルダーからの負託に応え、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を目指します。その実現のため、本基本方針に定めるところにより、公平、効率的、かつ透明性の高いガバナンス体制を構築します。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### (株主の権利と平等性の確保)

第4条 当社は、全ての株主が平等かつ実質的にその権利を確保できるよう、適切な対応を行うとともに、権利の適切な行使ができる環境整備を行います。

### (株主総会における議決権の尊重)

第5条 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との対話を行う重要な場であることを認識し、株主が適切にその議決権を行使できるよう、次の各号のとおり環境整備を行います。

- ① 株主総会の招集通知は株主がその内容を十分に検討できるよう、出来る限り早期に発送するとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイトに掲載する等、電子的な公表も行います。
- ② 株主との建設的な対話の機会の確保のため、株主総会の開催日時等は適切に設定します。
- ③ 株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報の提供や説明は、適時、適切かつ分かりやすい表現で行います。
- ④ 株主総会に出席する株主だけでなく、全ての株主が適切に議決権を行使できるよう、招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用などの環境整備を行います。

#### (資本政策)

- 第 6 条 当社は、持続的な発展と中長期的な企業価値の向上が株主利益への貢献の基本であるとの認識のもと、資本政策の基本的な方針として「[資本政策に関する基本方針](#)」を定めて開示します。
2. 支配権の変動や大規模な希釈化を伴う資本政策については、既存株主を不当に害することがないように、その必要性および合理性を十分に検討し、株主に説明します。

#### (政策保有株式)

- 第 7 条 当社は、取引先との安定的および長期的な取引関係の構築、業務提携による関係強化、研究開発の効率化等、当社グループの戦略上重要な目的を有すると判断される株式を政策保有株式として保有することがあります。
2. 当社は、上場するすべての政策保有株式については、保有目的が適切であるかを検証し、取締役会に報告します。
  3. 当社は、政策保有株式にかかる議決権行使については、その会社の取締役会の判断を尊重します。ただし、当社グループとの関係に悪影響を及ぼす場合、株主共同の利益を損なうことが容易に想定される場合には該当する議案に反対票を投じることがあります。

#### (買収防衛策)

- 第 8 条 当社は、現時点では、いわゆる買収防衛策を導入していません。

#### (利益相反取引)

- 第 9 条 当社は、取締役、執行役員または主要株主と取引を行う場合には、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益を害することのないよう、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。ただし、取引条件が一般

の取引と同様である場合はこの限りではないものとします。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(サステナビリティを巡る課題への対応)

第10条 当社は、よりよい社会の創造に貢献するため、全てのステークホルダーとの信頼関係を築き、社会問題および環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的および能動的に取り組めます。

(多様性の確保)

第11条 当社は、多様な価値観の存在が企業の持続的な発展にとって相乗効果をもたらすことを認識し、当社グループ内における女性の活躍や障がい者、外国人の雇用を促進するなど多様性の確保を推進します。

(内部通報)

第12条 当社は、法令違反や「[The ADVANTEST Way & 行動規範](#)」に照らして疑義のある事項の報告または相談を受け付ける窓口として企業倫理ヘルプラインを設置します。また、通報者または相談者が不利益な取扱いを受けないなど、適切に対応されるよう、内部通報制度を運用していきます。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示)

第13条 当社は、会社法、金融商品取引法、上場証券取引所規則その他の法令に従い、適切かつ適時に積極的な情報開示を行います。

2. 当社は、法令に基づく開示以外にも、株主にとって有用性の高い情報を積極的に開示し、経営の透明性および公正性を確保します。
3. 当社は、海外の株主にも公平に情報提供をするため、可能な限り英語での情報開示にも努めます。

### 第5章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務

(機関設計)

第14条 当社は、会社法上の監査等委員会設置会社を選択します。また、取締役会の役割を補完する任意の機関として指名報酬委員会を設置するとともに、経営の意思決定と業務執行を分離し経営の効率化を図るため、執行役員制度を採用します。

(取締役会の役割・責務)

第15条 取締役会は、株主からの負託を受け、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善を実現する責務を負うものとします。

2. 取締役会は、前項の責務を果たすため、経営理念、経営戦略、経営計画等について十分に議論を尽くし、当社の方向性を示すとともに、重要な業務執行の決定を行います。
3. 取締役会は、取締役会付議事項につき、第1項の責務を果たすため、客観的および合理的に判断する一方、業務執行の機動性と柔軟性を促進させるため、業務執行の意思決定を積極的に業務執行取締役や執行役員に委任します。
4. 取締役会は、業務執行機関の監督に重きを置くものとし、会社の業績等の評価を行い、適切に執行役員の人事に反映させるものとします。また、適時開示、内部統制、リスクマネジメント等の体制が有効に運用されているかにつき適宜監督するものとします。
5. 取締役会は、取締役および執行役員の報酬につき、「[取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続](#)」を定めるものとします。また、監査等委員である取締役を除く取締役や執行役員の報酬につき、指名報酬委員会の提案に基づき、審議、決定します。
6. 取締役会は、継続性のある経営体制を確保するため、指名報酬委員会の提案に基づき、後継者計画を立案および監督するものとします。

(監査等委員会の役割および責務)

第16条 監査等委員会は、独立した客観的な立場で、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任もしくは解任または辞任および報酬の決定に関する意見の決定に係る権限を行使するものとします。

2. 監査等委員会は、社外取締役と連携を確保することで、その責務の実効性を高めるものとします。
3. 監査等委員会は、監査等委員である取締役の報酬につき、協議により決定します。

(独立社外取締役の役割および責務)

第17条 独立社外取締役は、自らの知見に基づき、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上につながる助言を行うとともに、経営幹部の選解任や取締役会の意思決定等を通じて、経営の監督を行うことをその責務とします。

(指名報酬委員会)

第18条 当社は、取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職ならびに取締役および執行役員の報酬の決定に当たり取締役会の役割を補完する任意の機関として指名報酬委員会を設置します。指名報酬委員会は職務の遂行にあたり、取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職および報酬の公正性、妥当性および透明性を向上させる責務を負うものとします。

2. 指名報酬委員会は、取締役会決議により、取締役の中から選定された委員によって構成されます。なお、委員の過半数は独立社外取締役ににより構成されるものとします。
3. 指名報酬委員会は、取締役および執行役員については、取締役会の定める「[取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続](#)」に従い、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者として取締役会に提案するものとします。
4. 指名報酬委員会は、独立社外取締役にについては、前項の「[取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続](#)」に加え、取締役会の定める「[独立社外取締役の独立性判断基準](#)」に従い、豊かな知見を持ち、取締役会への積極的な貢献が期待できる人物を、候補者として取締役会に提案するものとします。
5. 指名報酬委員会は、「[取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続](#)」に基づき、監査等委員である取締役を除く取締役および執行役員の報酬につき審議し、取締役会に提案するものとします。

(取締役会の実効性評価)

第19条 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析および評価を行い、その結果の概要を開示します。

(取締役のトレーニング)

第20条 当社は、監査等委員を含む全ての取締役に對し、取締役として必要な知識の習得の機会を提供するものとし、「[取締役に対するトレーニングの方針](#)」を定めて開示します。

2. 取締役会は、それらのトレーニングが適切に行われていることを確認します。

## 第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第 21 条 当社は、持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主との信頼関係の構築に努めるものとし、株主との建設的な対話を促進するための方針として、「[IR 基本方針](#)」を定めて開示します。

## 第 7 章 改廃

(改廃)

第 22 条 本基本方針の改廃は取締役会の決議により行います。

## 附 則

1. 2015年11月25日 制定
2. 2018年12月21日 改定施行